

第8章 会旗および標章

第152条〔趣旨〕

本章の規定は、本協会の会旗および標章の使用取扱いに関する事項について定める。

第153条〔会旗〕

本協会の会旗および標章は、別紙図面のとおりとする。

第154条〔会旗・標章の使用制限〕

- ① 本協会の会旗または標章は、本協会の事前の承認を得ない限り、徽章その他の意匠として使用することはできない。
- ② 会旗または標章を意匠として使用することを希望する者は、本協会に対し、その使用目的、図案、使用範囲および制作個数等を明記した承認申請書を提出しなければならない。
- ③ 前項の承認の可否は、理事会において決定する。